

# 「知的財産戦略について」のポイント

平成14年12月25日 総合科学技術会議(意見)

資料8

平成15年1月16日  
内閣府

～平成14年6月にとりまとめた「知的財産戦略について 中間まとめ」の重点課題について、具体的な方策を提言～

## 1. 大学等における知的財産管理体制の充実

### (1) 機関帰属を原則とした内部規定の整備

- 対象: 発明等に加え有体物も対象  
学生、外来者等も広く対象
- 権利: 権利の承継と相当な対価  
発明者と協力した組織的な権利活用
- その他: 個人の権利への遡及適用はしない  
紛争解決手段の明確化

### (2) 知的財産管理部門の整備

- ・評価・選別を行いうる実務家の参画
- ・知的財産関連の担当窓口を明確化
- ・標準処理期間の設定等の迅速なサービス提供
- ・企業等との共同研究から生じた営業秘密の適切な管理
- ・大学の知的財産本部とTLOとの連携強化  
(大学からTLOへの出資の可能性の検討)

### (3) 必要な予算の確保

- ・プロジェクト経費と機関経費から特許関連費用を支出できることの明確化
- ・大学等における「事前の特許調査」の徹底

## 2. 先端技術分野における知的財産法制の整備

### (1) 先端医療技術の特許化

- ・医療行為関連発明の特許保護等の検討  
とくに、生物由来製品の加工・処理等にかかる発明について、早期に審査基準の改訂等

### (2) 情報通信分野における標準と特許

- ・国内外の標準化作業に、民間企業、大学等とともに、政府も積極的に関与

## 3. 知的財産専門人材の養成等

- ・専門職大学院の設置に向けた支援方策の検討
- ・知的財産法に通じた法曹育成のための法科大学院の設置を可能とする制度や新司法試験の選択科目化の検討
- ・特許庁の審査官の質のさらなる向上と増員